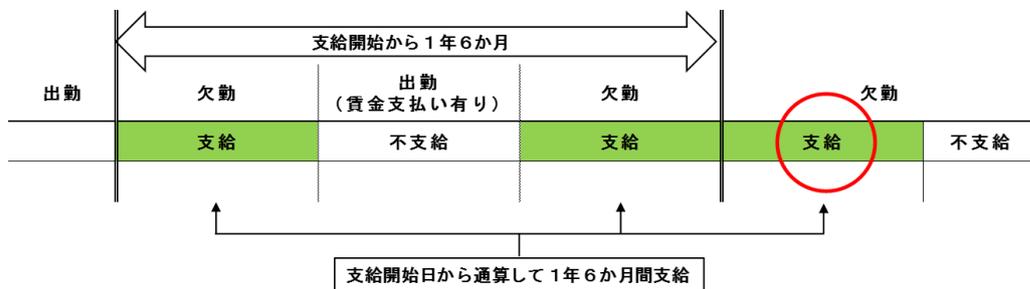


第一種組合員の傷病手当金の支給期間が通算化されます  
(令和4年1月1日改正)

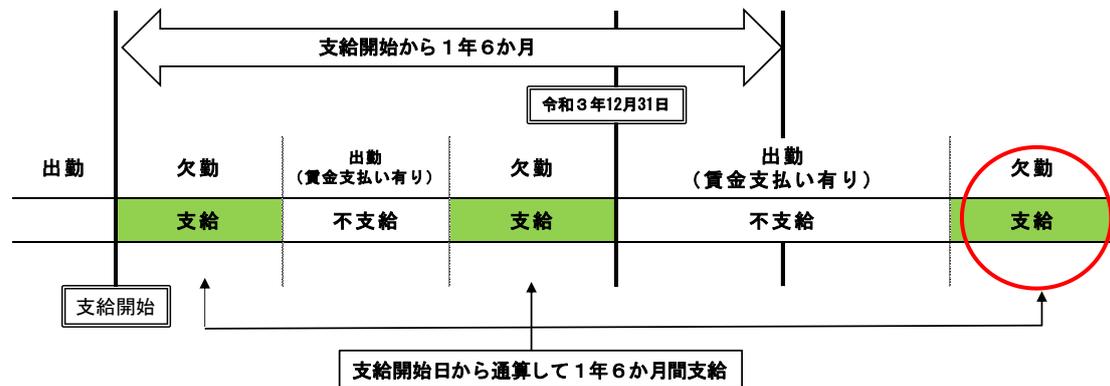
改正のポイント

- 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。
- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金は、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで支給します。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給期間としてカウントされません。
- この改正は、令和4年1月1日から施行されます。
- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

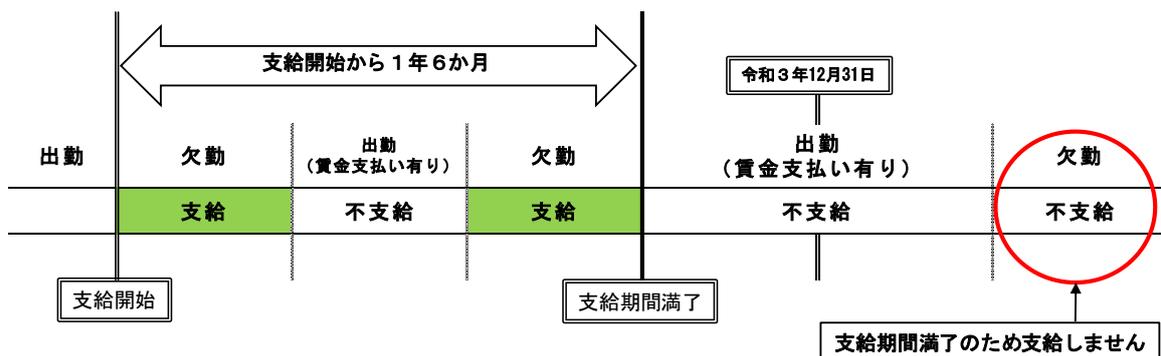
【令和4年1月1日以降に支給を始める場合】



【令和3年12月31日の時点で支給を始めた日から起算して1年6か月を経過していない場合】  
改正後の規定が適用されるため、支給を始めた日から通算して1年6か月間支給します。



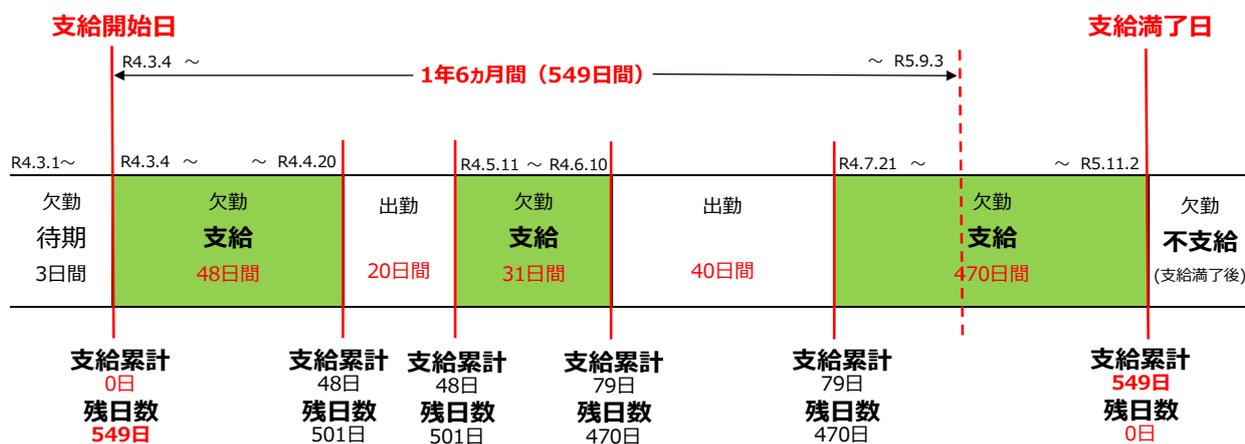
【令和3年12月31日の時点で支給を始めた日から起算して1年6か月を経過している場合】  
改正前の規定が適用されるため、支給期間満了後の傷病手当金は支給しません。



－ 傷病手当金支給期間の通算化 Q&A －

Q1 支給開始日から「通算して1年6か月間」とは、具体的に何日間になりますか。

A 傷病手当金の支給期間は、支給開始日から暦に従って1年6か月間の計算を行い確定します。この支給期間は、傷病手当金の支給単位で減少し、途中で傷病手当金が支給されない期間があるときは、その日数分については、支給期間は減少しません。支給期間及び支給満了日は、具体的には次のとおりとなります。



① 支給開始日から1年6か月間の計算を行い、支給期間（総支給日数）を確定します。

令和4年3月4日支給開始 ⇒ 令和5年9月3日で1年6か月間

その間の549日数が支給期間（総支給日数）となります。

※ 支給開始日によって支給期間（総支給日数）は変わることとなります。

② 支給期間は傷病手当金の支給によりその支給日数分が減少します。

※ 報酬、障害年金又は出産手当金等との併給調整により、傷病手当金の全部が不支給とされた期間については、傷病手当金の支給期間は減少しません。

③ 支給期間の残日数が0日となった日（令和5年11月2日）で支給期間満了となります。

Q2 今回の改正により、支給開始日から支給満了日まで長期間にわたる場合がありますが、傷病手当金の支給日額の算定方法に変更はありますか。

A 支給日額の算定方法に変更はありません。従来どおり傷病手当金の支給開始時に算定した支給日額で支給することとなります。

Q3 資格喪失後の給付の取扱いはどうなるのでしょうか。

A 資格喪失後の傷病手当金の支給については、引き続き組合員として受けることができるはずであった期間において、支給を受けることができます。

ただし、一時的に労務可能となった場合には、治療しているか否かを問わず、同一の疾病等により再び労務不能となっても傷病手当金の支給は行いません。



全国土木建築国民健康保険組合

ご不明の点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。(03-6893-4386)